

太陽光市民共同発電事業に基づく余剰電力の売電契約における 公募型指名競争入札実施要領

令和8年3月

飯田市市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課

1 契約の概要

(1) 契約名

令和8年度太陽光市民共同発電事業に基づく余剰電力の売電契約

(2) 目的

飯田市が太陽光市民共同発電事業に基づく太陽光発電の余剰電力を売電し、かつ、落札者が当該余剰電力を飯田市内へ売電することを目的とする。

なお、太陽光市民共同発電事業に基づく太陽光発電設備の設置個所は、別紙のとおりである。ただし、期間内における施設の供用廃止、解体撤去等に伴い、太陽光発電設備の数が減となることがある。

(3) 仕様

ア 太陽光市民共同発電事業に基づく太陽光発電の余剰電力の買取を行うこと。

イ アで買い取った余剰電力を飯田市内へ売電すること。

(4) 期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 履行場所

飯田市内

2 入札に係る手続

(1) 参加資格

本入札に参加できる者は、以下の条件をすべて満たす者とする。

ア 1(3)に掲げる仕様に基づく業務を行うことができる者であること。

イ 飯田市内への売電の実績又は計画がある者であること。

ウ 飯田市入札参加資格者名簿に登録されている者、または参加申請書提出期限までに名簿登録を行い、当市の承認を得た者であり、本社又は受任者が飯田市内に住所を有する者であること。

エ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定に基づき、小売電気事業者としての登録を受けている者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていないこと。

ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可について、

裁判所の認可又は決定を受けている者を除く。

キ 国税、長野県税及び飯田市税を滞納していないこと。

ク 飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止期間中でないこと。

ケ 飯田市暴力団排除条例第2条第2号(平成23年飯田市条例第34号)に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でなく、飯田市入札参加資格者に係る指名停止要綱の別表第3に掲げる措置要件に該当しないこと。

(2) 参加申請

本入札に参加する者は、次により公募型指名競争入札参加申請書を提出すること。なお、2(1)参加資格の要件を満たしていること。

ア 提出書類 公募型指名競争入札参加申請書(以下「参加申請書」という)

飯田市内での売電実績を証する書類の写し

登録小売電気事業者であることを証する書類の写し

イ 提出期限 令和8年3月13日(金)17時必着

ウ 提出場所 3担当部署に同じ。

エ 提出方法 持参又は郵送による提出。郵送の場合、イの提出期限必着扱いとする。

(3) 参加資格等の審査

参加申請書の提出があったときは、飯田市が審査を行った上、参加資格を満たす者を指名する。指名する業者に対しては、その旨及び入札に必要な事項を、指名しない業者に対しては、その旨及び指名しない理由を文書で通知する。(令和8年3月18日(水)発送予定)

(4) 質問及び回答

本実施要領の内容に関し質問がある場合は、令和8年3月13日(金)までに、電子メールにて担当部署まで送付すること。(様式任意)

なお、参加資格に関し質問がある場合は、令和8年3月12日(木)正午までに、電子メールにて担当部署まで送付すること。(様式任意)

(5) 入札日及び開札日(予定)

令和8年3月26日(木)

詳細は、指名通知書で確認すること。

3 担当部署及び連絡先

〒395-8501 長野県飯田市大久保町2534

飯田市 市民協働環境部 ゼロカーボンシティ推進課 気候変動対策係(担当:松澤)

電話 0265-22-4511(内線5471)

電子メール sakugen_co2@city.iida.nagano.jp